

地域計画

策定年月日	令和6年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	法花寺区 (法花寺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10.99 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9.61 ha
② 田の面積	10.95 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.05 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	1.11 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.48 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

法花寺集落は、昭和46年に法花寺土地改良区により市単独ほ場整備事業(7.2ha)、標準区画10a~20aの整備を行っている。しかし、中山間の山際・谷筋地域であるため、整備後も10a未満のほ場もあり、土地改良の実施できない不整形田も多く残っている。

灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路・水路の草刈り等の維持管理や鳥獣害対策に多大な労力を要している。特に離農者は、維持管理にも消極的で集落の課題となっている。

法花寺集落区域内の水稻栽培は、全体で約11.0haである。中心的担い手の認定農業者1名と営農組合1法人で、耕作面積は約5.5ha、集積率は約50.0%で、また1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は1名で、耕作面積は約1.8ha、耕作率は約16.0%である。その他は、小規模の経営体10名で維持されている。

75歳以上の高齢者は2名で(耕作面積約1.11ha)、75歳未満の耕作者の中にも今後5~10年先を待たずに現在でもリタイアを考えている耕作者があり、担い手への受け渡しが課題となっている。また、ほ場の法面が大きく除草作業に多くの労力を費やすため、他の集落から受け手を探すことが困難であり、唯一の認定農業者を中心に集落内の営農者に任せる以外の方法は、考えられないのが現状である。

当該集落は、多面的機能支払交付金事業に積極的に取り組んでいるため、一部の谷筋や山際の農地を除いて、今のところ荒廃農地の発生は見られないが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えている。

中心的な担い手や営農者に農地の維持管理を全面的に任せるのではなく、集落全体でサポートして農業環境を維持していくべきところではあるが、元々戸数の少ない集落の上、離農者の増加に伴い、これらの維持が難しくなっており、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念される場所である。

このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

法花寺集落の農地利用は、減農薬や有機農業の導入による水稻栽培を、主に認定農業者1名と営農組合1法人、その他経営体11名が担っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう農地の有効活用を図るため、集落唯一の認定農業者を中心に農地を集約するとともに、他の自作農者が、できるだけ長い間ほ場の耕作を維持・継続できるよう、集落全体で担い手に負担をかけないように農業環境の維持管理について、サポートできる体制を確立する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	49.9 %	将来の目標とする集積率	49.9 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、2団地、平均2.7ha(令和5年度時点)
現段階では、現状維持であるが、将来的には集積率 60%以上を目指し、一層の中心経営体への耕作面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう農地の有効活用を図るため、集落唯一の認定農業者を中心に農業経営規模の拡大を希望する営農者へも農地を集積・集約していくこととする。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

現在は、他の集落からの担い手が期待できないため、農地中間管理機構を活用する機運が高まっていない。
しかし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に備え、農地バンクの機能を活用し、農地の管理や新たな受け手への付け替えを円滑に進めるために、将来的には、中間管理機構を通じて認定農業者等への貸付けを進めていくよう農地所有者に働きかけていく必要がある。

(3) 基盤整備事業への取組

既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAたじまと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農業支援サービス事業者が見当たらないため、集落内の担い手等が作業を一部受託している状況である。
今後は、機械利用組合による省力化機械の共同利用等の方法を検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の維持管理と、集落内を点検するための地図(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)をつくり、捕獲体制の構築等に取り組む。

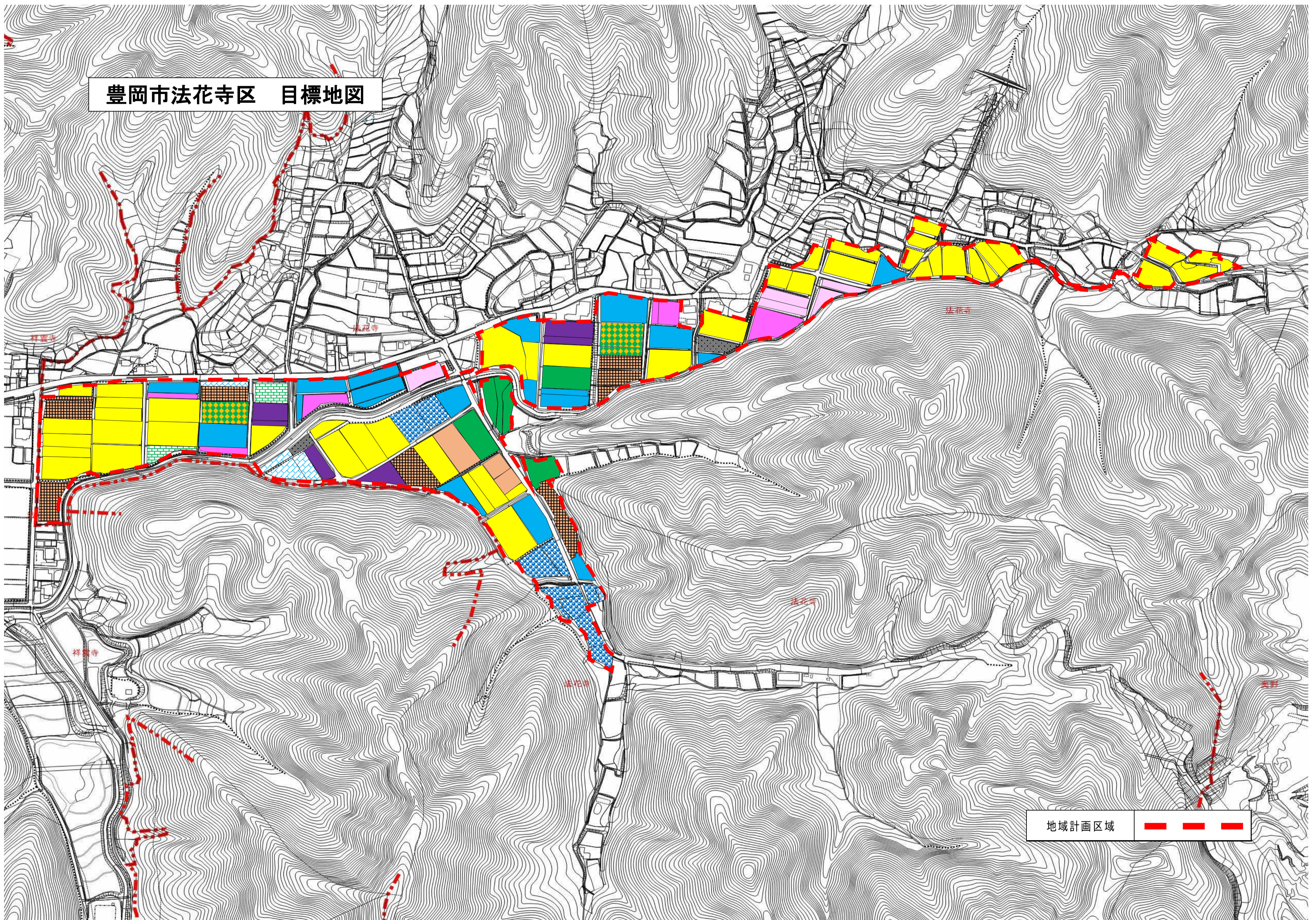
②有機・減農薬・減肥料の取組方針

人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業に取り組み、安全・安心で高収益につながる農作物を栽培することで、耕作者のモチベーションを高め、豊かな文化・地域・環境づくりを進める。

⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。

豊岡市法花寺区 目標地図



地域計画区域 